

感企第1830号  
令和4年6月1日

診療・検査医療機関の長 様

大阪府健康医療部長

疑似症患者（みなし陽性）の運用について（通知）

日頃から、本府健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和4年1月28日から、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い検査需給のひっ迫などを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付 国事務連絡）に基づき、陽性者と同じ生活空間を共有する同居家族等で有症状である者については、医師の判断により、検査を行わず、臨床症状のみで疑似症患者と診断する、いわゆる「みなし陽性」の運用を可能としています。

現在、検査キット等の需給や感染状況等が改善していることから、診療・検査医療機関の受診に一定の時間を要す場合等やむをえない場合を除き、可能な限り検査を実施した上で、診断することとさせていただくよう、お願いします。

また、疑似症患者の届出については、入院を要すると認められる場合に限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条第1項に基づく医師の届出を行うこととされていますが、本運用（みなし陽性）を行う場合には、入院を要しない場合であっても、必ず直ちに最寄りの保健所へ当該届出（発生届）を行って下さい。

なお、届出につきましては、早期に患者情報を把握するため、国の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力をお願いします。

<お問い合わせ先>

大阪府 健康医療部 保健医療室  
感染症対策企画課 個別事象対応グループ  
担当者名：島崎・西野・坂本  
電話番号：06-6944-9156